

令和6年9月20日

お客様各位

株式会社エンドカジャパン

「大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法」改正に伴う当社の対応に関して

平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、既に厚生労働省より発表のあったとおり、「大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法」改正に伴う関係政令の一部※が本年12月12日に施行されます。本政令に含まれる「成分規制」に従い、当社といたしましては、以下の対応を実施および予定しております。

1. 本年10月30日をもちまして、当社の全ての現行製品の販売を終了いたします。
2. 関係政令が順次施行される12月12日以降も、速やかに規制基準に適合した製品をこれまでと同様に安定してお届けできる体制に見直してまいります。
3. 社会的にも適正なおお客様の利益となる規制基準に向けた政府当局との連携を図ってまいります。

法律上は本年12月12日までお手持ちの製品をご使用いただけますが、当社の現行製品は成分規制に適合しない可能性があるため、それ以降は製品を廃棄するなどの処分が必要となります。なお、本政令の施行は不可抗力であるため、当社はおお客様がお持ちの製品の引き取り・回収などはいたしませんので、ご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。

ご案内のとおり、政令施行後もこれまで以上に安心そして安全なCBD製品を継続的に提供する体制作りを進めてまいりますので、本状況に関し、ご理解を賜りたく何卒お願い申し上げます。

当社は、今後も国内法令を遵守し、お客様の安心と安全の確保を最優先に考え、よりよいCBD製品の提供に取り組んでまいります。どうか引き続きご愛顧賜りますようお願い申し上げます。なお、本件に関するお問い合わせは、ec@endoca-inc.jpまでお願いいたします。

以上、

※厚生労働省「大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案について（概要）」より以下抜粋：

○令和5年12月に「大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律」が成立し、令和6年12月12日にその一部が施行されます。

○今回の施行により、大麻等の不正な施用についても麻薬及び向精神薬取締法の「麻薬」として禁止規定及び罰則（施用罪）が適用されることとなります。

○また、下記のとおり、製品等に残留するΔ9-THC（テトラヒドロカンナビノール）について残留限度値が設けられ、この値を超える量のΔ9-THCを含有する製品等は「麻薬」に該当することとなります。（Δ9-THCの含有量が限度値以下の製品は、麻薬規制の対象になりません。）

（ア） 油脂（常温で液体であるものに限る。）及び粉末 百万分中十分の量（10ppm、10mg/kg、0.001%）

（イ） 水溶液 一億分中十分の量（0.1ppm、0.1mg/kg、0.00001%）

（ウ） （ア）及び（イ）に掲げる物以外のもの 百万分中一分の量（1ppm、1mg/kg、0.0001%）